

「海上の森・県民参加の組織づくり準備会合」報告書

海上の森・県民参加の組織づくりに向けて

平成16年8月

海上の森・県民参加の組織づくり準備会合

この「 海上の森・県民参加の組織づくり準備会合報告書
海上の森・県民参加の組織づくりに向けて」は、海上の森の保
全と活用を図る「里山学びと交流の森づくりの取組」(平成 15
年 11 月)に基づき、県民主体による森づくり・里づくりを進め
る組織の枠組みや活動の進め方などを検討するため、平成 15
年 12 月から平成 16 年 8 月まで 4 回にわたり開催された「海上
の森・県民参加の組織づくり準備会合」の検討結果を取りまと
めたものです。

目 次

1	海上の森・県民参加の組織づくりの意義、目的	1
2	海上の森・県民参加の組織「海上の森の会（仮称）」の役割	2
3	「海上の森の会（仮称）」の活動に関する事	3
4	「海上の森の会（仮称）」の組織に関する事	5
5	県と「海上の森の会（仮称）」の役割分担と関係	6

（参 考）

1. 「海上の森の会（仮称）」の設立に向けて
「海上の森の会（仮称）」設立趣意書（案）
 2. 「里山学びと交流の森」づくりの整備・活用計画
（里山学びと交流の森づくりの基本的方向 H15.8.13 参考資料1）
-

1 海上の森・県民参加の組織づくりの意義、目的

県と県民参加組織の協働で、海上の森の自然や文化を守り、育てる。
多くの人々が主体的、自主的に関わられる参加システムをつくる。

経緯

平成 15 年 8 月 里山学びと交流の森検討会報告書
「里山学びと交流の森づくりの基本的方向」

[県民参加のシステムづくり]

県民主体による森づくり・里づくりを進めるため、海上の森の運営を図る県民参加組織の設置を図る。

* 「里山学びと交流の森検討会」:

平成 13 年 10 月から地元関係者、自然保護関係者、有識者等により海上の森の保全と活用について検討。

平成 15 年 11 月 海上の森の保全と活用を図る「里山学びと交流の森づくりの取組」

[県民参加のシステムづくり]

県民主体による森づくり・里づくりを進めるため、海上の森の運営に携わる県民参加組織の設置を図る。

海上の森

- ・ 都市近郊の広くまとまった森林と、農地、水辺等が介在し、多様な自然環境を有している。多くが県有地であるが、里の地域には、地域の人々の暮らしがある。
- ・ 2005 年日本国際博覧会の会場候補地となってからは、多くの人々の注目を集め、自然への関心と呼び起こす場ともなった。

里山学びと交流の森づくり

- ・ 愛知県では、この都市近郊の身近で多様な自然環境を将来にわたり保全するとともに、広く県民が自然とふれあい、様々な活動や体験を通じて、人と自然の関わりを探求する場、自然と調和した新たな暮らしを考え、発信する場とすることを目指している。
- ・ このため、県と県民参加組織の協働で、海上の森の自然や文化を守り、育てるため、多くの人々が主体的、自主的に森づくり・里づくりに関わられる県民参加組織「海上の森の会（仮称）」を設置する。

2 海上の森・県民参加の組織「海上の森の会（仮称）」の役割

様々な立場の人々が交流し、一つの方向性を模索し共に発展する。
「海上の森」で活動する仲間たちの情報集積の場となり、かつ情報発信の場となる。
多くの人々が参加でき、成果を広く発信する開かれた組織を目指す。

県や地域との協働

- ・ 県や地域と協働で海上の森の自然や文化を守り育てる。
- ・ 海上の森の県有地では、県と協定を結び主体的、自主的に里山保全活動等を進める。

個々の活動団体との関係

- ・ 「海上の森の会（仮称）」は、広く県民が対等な立場で、個人で参加し、議論し、方向を決めていく新しい組織とする。
- ・ 県民の中から組織を立ち上げて様々な人々が参加交流し、一つの方向性を模索し、共に発展することを目指す。
- ・ 個々の活動団体は、参加者の交流の中からネットワーク化する。

開かれた組織

- ・ 常に多くの人々が参加でき、情報を共有し、成果を広く情報発信する開かれた組織を目指す。

3 「海上の森の会（仮称）」の活動に関すること

活動や体験をとおして人と自然の関わりのあり方を探求
 海上の森ならではの里山文化の創生
 海上の森の自然環境とりわけ生物多様性の保全の取組

活動内容

- ・ 自然環境調査、自然観察、環境学習、自然環境保全活動、森づくり活動等
- ・ 里の維持管理活動、歴史文化活動、新たな里山文化活動等
 （里の地域については、地域の暮らしとの共同、調和を図る）
- ・ 施設等の維持管理活動（清掃・美化等）、巡視案内誘導等

海上の森の会（仮称）の活動予定（たたき台）

設立に至るまで

活 動	活 動 内 容	備 考
H16.9 設立発起人会設置	設立総会に向けて準備・ 設立趣意書	準備会合委員・地元・活動実践者・ 県プログラム参加者等
会員募集	広報媒体等による呼びかけ	新聞・県市広報紙・HP・チラシ等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 会員の呼びかけ ・ 一般公募 ・ 地元耕作者・地元関係者 ・ 海上の森に係る既存活動団体 ・ 海上の森での県事業参加者 ・ 博覧会自然体感プログラム参加者 ・ 自然系活動団体、森づくり活動団体 ・ 企業等 </div>
事前調査活動	活動計画検討の事前調査 （自然、歴史資源等把握）	活動計画検討のための事前現地調査 ヒヤリング等
活動計画案作成	年間活動計画案の作成	概括的な活動計画
* 設立総会前（設立プロセス）にシンポジウム、フォーラム等を検討		
H16.12 設立総会	規約・役員決定	会の骨格決定、記念行事

設立後の活動（1年目）

H17.3	運営会議	活動計画案・予算案の作成	17年度計画 （総会に諮るための 計画づくり）	県との 調整会議
	アドバイザー会議	活動計画案, 予算案の 指導・助言		
	総会の開催	第1回総会	年間活動計画・ 予算決定	県との 基本協定 締結

継続的な活動として考えられるもの

活 動	活 動 内 容	備 考
自然環境調査活動	自然暦作成、時々自然紹介、観察発見レポート等	
自然観察	自然観察会	
環境学習	環境学習プログラム	
自然環境保全活動	自然環境保全部管理、モニタリング等	専門家等の補助
森づくり・保全活動	人工林の手入れ、雑木林の維持活用	ワークショップ
里の維持管理活動	竹林整備、農地の維持管理、農作業体験	
歴史文化活動	歴史文化探訪等	
里山文化活動	癒し、資源活用、創作等	
施設の維持管理活動	ゴミ拾い、施設等の維持美化等	施設は一般の利用を妨げない範囲で会実施のプログラムや活動に活用
巡視案内誘導等		県に連絡
会員研修活動	会員相互の啓発、能力向上	
セミナー開催	自然や里山を理解するセミナー	単発的な催し・講師依頼
里山大学の開校	里山に関する知識・技能を学ぶ講座等	大人対象の講座・常設的な講座
里山塾の開催	小中学校との連携講座	自然体験塾・里山作業体験塾
ネットワーク化の推進	森づくり・環境保全活動組織・団体との連絡・連携	県内の連絡協議会の設置
里山サミットの開催	情報交換・提案	全国規模の会合
活動成果発表	会の活動成果発表 情報発信（HP、印刷物等）	定期 随時
会報の発行	年間計画、活動状況、海上の森の状況	

県との調整会議
 ・連携、協働
 ・協定確認、会事業計画（活動範囲、内容）
 ・県事業・他団体事業との調整
 ・地元との調整

県との共催・連携事業の検討

活動初期の準備活動を経て、本格的自主的活動開始。継続的に活動。

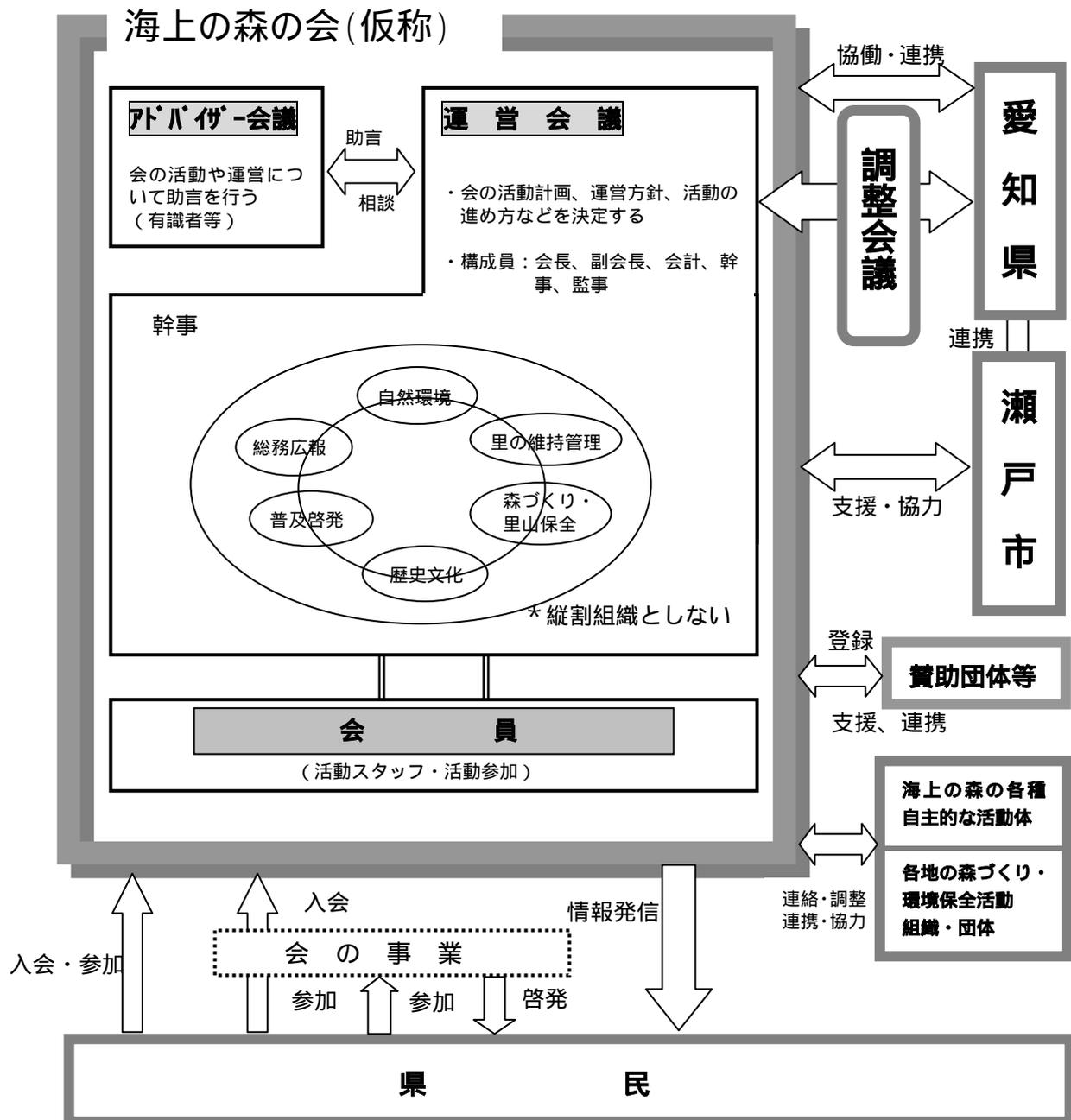
2005年日本国際博覧会期間中も活動。

活動の公開、情報・成果の発信と次の活動へのフィードバック・実践。

活動をとおして人材育成、他地域への拡大。

4 「海上の森の会（仮称）」の組織に関すること

組織構成



運営

収入 会費、賛助金、活動の参加費、委託費、助成金等

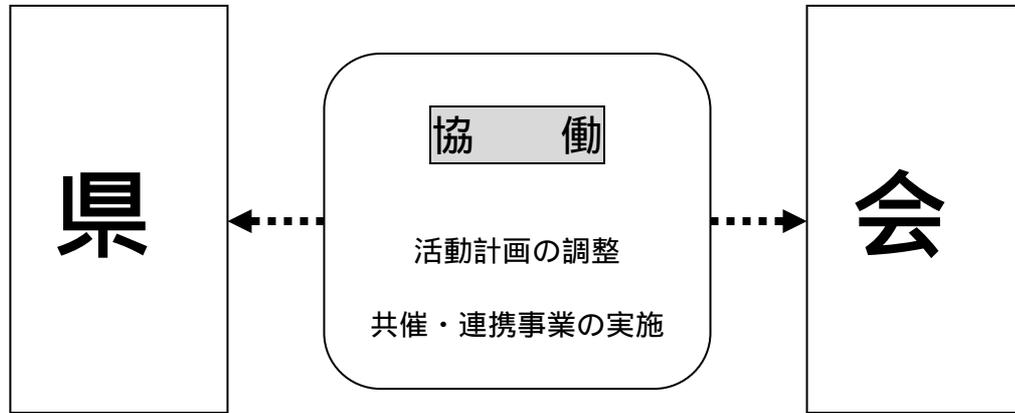
支出 事務運営費、活動費、保険料等

運営会議（会長以下役員）

- ・会の活動計画、運営方針、活動の進め方などを決定する。
- ・専門性を活かすと同時に、他の人の関心を共有していこうという意識を持ち、総合的な認識に至る。相互交流を図る。

（テーマ別に分け、その責任者に権限が集中するような組織とはしない。）

5 県と「海上の森の会（仮称）」の役割分担と関係



役割分担

区 分	県	海上の森の会（仮称）
土地の管理	全面的に実施	実施しない
海上の森全体の計画	保全活用計画	保全活用計画に沿った年間活動計画、活動実施計画
拠点施設	管理・運営	施設の一部利用 （会の運営・活動）
里山サテライト	施設管理	会の現地活動で活用 （一般の利用を妨げない範囲） 清掃・美化
森林・農地等	主体的に保全管理	活動として保全管理 （協定に基づく範囲）
活動プログラム	県主催事業実施 普及啓発 プログラム開発	自主的事業実施 共催・連携事業実施 プログラム開発
人材育成	主体的に実施	会員の研修 セミナー等の開催
会の運営	調整会議 運営会議に参加 支援	主体的に実施 総会 運営会議 アドバイザー会議

県と会との関係

県と会は、基本協定を締結する。(協働組織の位置付け)

協定の内容

- ・海上の森の自然と文化を守り育てていく協働組織(パートナー)として位置付ける。
- ・役割分担について明確にする。
- ・活動に当たっての基本的な留意事項を盛り込む。
- ・活動計画の調整について義務付ける。
- ・共催事業の実施について規定する。
- ・土地使用・建物使用等について規定する。

県の取組の中に協定を位置づける。

県と会は、年間活動計画の作成にあたり調整をする。

県：情報提供、承認

会：意見、提案

協定の範囲で主体的活動

年間活動計画の調整事項

- ・実施場所、実施内容、実施方法、実施規模等

県と会は、活動実施にあたり調整をする。

活動実施の調整

- ・県事業等との調整、共催・連携事業の実施

会の活動について、県は予算の範囲内で必要な支援を行う。

県からの支援

- ・県が支援する項目・内容について調整し、整理する。
(情報提供、資材の貸与、連携事業等)

海上の森における活動に関する基本協定（例）

海上の森における活動に関する基本協定（例）

愛知県（以下「甲」という。）と県民が主体的に組織する「海上の森の会（仮称）」（以下「乙」という。）は、瀬戸市南東部に位置する海上の森（別図1に示す区域）（以下「海上の森」という。）における活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1 この協定は、甲が示した海上の森の保全と活用を図る里山学びと交流の森づくりの取組を、甲と乙の相互の連携・協働により進展させるため、協定により明らかにすることを目的とする。

（責務）

第2 甲及び乙は、この協定を締結するにあたって、海上の森における法令等を遵守し、里山学びと交流の森づくりを進めることを責務として確認する。

（役割分担）

第3 別表1に掲げるとおり、甲は、海上の森全域の財産管理等全面的な管理及び里山学びと交流の森づくりに係る県事業の実施を行い、乙は、甲と協働、連携して海上の森における里山学びと交流の森づくりを主体的、自主的に行うものとする。

（活動区域の位置及び面積）

第4 乙の活動する区域は、海上の森の区域内（別図2に示す区域）とする。

（調整会議）

第5 甲と乙は、互いの連絡調整を図るため調整会議を設置し、次の事項について協議調整を行うものとする。

（1）甲の海上の森全体の保全活用計画

（2）乙の年間活動計画及び活動実施計画

（3）その他必要な事項

（年間活動計画書等の作成）

第6 乙は、活動の実施にあたって、次により計画書等を作成するものとする。

（1）年間活動計画を甲と事前に調整し作成するものとする。

（2）毎年度の活動の実施にあたって、年度の始まる1か月前までに年間活動計画書を作成し、あらかじめ甲に提出し承認を得るものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と調整を行い、必要に応じて年間活動変更計画書を提出するものとする。

（3）毎年度の活動の実績について、年間活動実績報告書により年度末までに甲に報告するものとする。

（年間活動計画の承認）

第7 甲は、年間活動計画が適正と認める場合は、これを承認し、乙に対してそれぞれの活動に必要な用地等の使用を一括して書面により認めるものとする。

（活動の実施）

第8 乙は、年間活動計画に基づき、甲と事前に調整して活動実施計画を作成し、それに沿って活動を実施するものとする。活動の実施に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

（支援）

第9 甲は、協定に基づく活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

（活動による収穫物、立木竹等の所有権等の権利）

第10 乙は、栽培による収穫物、植栽、保育等の作業による立木竹等についての所有権等いかなる権利も有しないものとする。ただし、甲の指示により処分方法等を決定したものはこの限りではない。

（施設の設置等）

第11 乙が活動に必要な資材・道具置場等の施設を設置する場合は、次によるものとする。

（1）仮設工作物等簡易なものであって土地の形質変更は軽微なものに限るものとし、施設の設置等については、あらかじめ甲に内容を示し承認を得るものとする。

(2) 上記(1)により設置した施設については、乙の責任により管理するものとし、紛失等により損害が発生した場合、甲は一切の責任を負わないものとする。

(3) 乙は、設置した施設に係る活動が終了した場合には、原則として、設置した施設を収去、原状回復するものとする。

ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

(施設の活用等)

第12 乙は、甲が設置した施設のうち別紙1に基づき、施設の活用にあたるものとする。この場合、光熱水費等の実費は原則乙の負担とする。

(安全確保等の措置)

第13 乙は、活動参加者の安全について責任をもって確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。なお、活動に伴い発生した事故について、甲は一切の責任を負わないものとする。

(1) 活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の対処、連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。

(2) 活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ活動参加者に対し明示するとともに、活動参加者に対し傷害保険等へ加入させること。

(3) 万一、活動に伴い事故が発生した場合、乙は適切な対応を行うとともに、甲に速やかに連絡するものとする。

(注意事項の遵守)

第14 乙は、活動に際し、自然や人に対するマナー等の注意事項を自ら及び活動参加者が遵守することを徹底するものとする。

(損害賠償)

第15 乙は、その責に帰すべき事由により、施設、工作物、立木竹、その他の県有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

(協定の解消)

第16 甲は、次の各号に該当する場合には、この協定を解消することができるものとする。ただし、甲は事前に乙に通知するものとする。

(1) 乙に計画どおり実施の見込みがないと判断される場合

(2) 乙がこの協定に著しく違反していると判断される場合

(3) 乙の活動が、海上の森の保全と活用に著しく支障を及ぼし又は支障を及ぼすものと認められる場合

(4) その他必要が生じた場合

(協定の有効期間)

第16 この協定の有効期間は協定が成立した日から起算して3年間とする。ただし期間満了1箇月前までに申し立てのない場合は自動的に継続するものとする。

(協定の変更等)

第17 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

(甲) 愛知県 代表者 愛知県知事

印

(乙) 海上の森の会(仮称) 会長

印

別表1 県と海上の森の会（仮称）の役割分担

区 分	県	海上の森の会（仮称）
土地の管理	全面的に実施	実施しない
海上の森全体の計画	保全活用計画	保全活用計画に沿った年間活動計画、活動実施計画
拠点施設	管理・運営	施設の一部利用 （会の運営・活動）
里山サテライト	施設管理	会の現地活動で活用 （一般の利用を妨げない範囲） 清掃・美化
森林・農地等	主体的に保全管理	活動として保全管理 （協定に基づく範囲）
活動プログラム	県主催事業実施 普及啓発 プログラム開発	自主的事業実施 共催・連携事業実施 プログラム開発
人材育成	主体的に実施	会員の研修 セミナー等の開催
会の運営	調整会議 運営会議に参加 支援	主体的に実施 総会 運営会議 アドバイザー会議

別紙1 施設の活用について

乙は、以下の事項に基づいて、施設の活用を行うものとする。

1 活用を行う施設

2 活用の範囲

3 活用の内容

4 費用負担

5 注意事項

6 その他

参 考 資 料

1 .「海上の森の会（仮称）」の設立に向けて

「海上の森の会（仮称）」設立趣意書（案）

2 .「里山学びと交流の森」づくりの整備・活用計画

（里山学びと交流の森づくりの基本的方向 H15.8.13 参考資料1）

1 「海上の森の会（仮称）」の設立に向けて

「海上の森の会（仮称）」設立趣意書（案）

「海上の森の会（仮称）」設立趣意書（案）

「海上の森」は、都市近郊のいわゆる里山として、人と自然のさまざまな営みを見守りつづけてきた。歴史的には自然と人間活動の大きなうねりの中で、時には植生を攪乱され、不毛の地としてその地に住む人々の生活をも脅かし、しかし一方ではその暮らしに豊かな恵みをもたらし、あるいはまた海上とその周辺地域に持続する生活・文化を生み出す母体として、人々の暮らしを支えてきた。1980年代後半以降、「海上の森」は2005年日本国際博覧会の会場予定地として、自然をめくり、また地域活動や里山の保全・活用のあり方をめぐり、多くの議論の渦中にあっし、愛知万博のあるべき姿を模索するための知恵のたたき台を提供する場として注目されもした。それは、自然を愛する人々の間にも不信感や対立を生み出しはしたが、同時に、多くの人々の自然への関心を大いに呼び起こし、自発的な自然体験活動や里山保全の活動を喚起し、膨大な自然情報を蓄積し、活用することを通して、「海上の森」の価値を高め、今後の県民活動へと期待をつなぐことともなった。

博覧会会場計画の紆余曲折の末に、「海上の森」はその姿を留めることとなった。地域住民も、自然豊かな地としての海上を愛するものも、里山活動を担おうとする献身的な活動者も、そしてこれまで里山の保全に多様な想いを持って参加してきた県民その他の活動参加者も、この地にどのような里山像を描くことができるだろうか。私たちは海上の歴史に学び、海上の自然や、生活・文化を将来にわたって継承しなければならない。さらに多くの県民・市民が「海上の森」の将来に、21世紀の地域づくりへの期待をもって参加できるような仕組みが、いま求められている。

「海上の森」は大都市圏に残る貴重な自然であり、里山として他に類を見ない生物多様性に富んだ地域である。それだけに現代人が失いがちな自然に触れる喜びを身近に実現する空間であるとともに、自然を厳に保全する地域であることもまた忘れてはならない。そこでは保全と活用が対立的に語られるべきではない。

里山と自然をめぐる長い議論は途切れることなく続いているが、今ようやくひとつの流れが形成されつつある。私たちは、「海上の森」のもつ自然の価値を損なうことなく、海上に生きた人々の歴史を忘れることなく、自発的な県民の取り組みを通して、「海上の森」の自然を守り、海上ならではの里山文化を創生し、県民が多様な自然観を並存しつつ、協働して、都市近郊に残された自然と持続的に関わりあえるような地域づくりを目指したいと考える。

この身近な自然でのさまざまな取り組みに、愛知県民とその活動に共鳴する多くの市民が、積極的かつ主体的に、そして持続的に関わるためには、県民・市民が自発的に参加し活動する組織を立ち上げ、県・地域と協働して新たな里山文化形成の取り組みを進めることが何よりも重要である。「海上の森の会」は、多くの人々が「海上の森」での活動に参加することで支えられる組織である。自然や里のあり方をめぐる意見の相違を、対立ではなく、交流と模索そして何よりも主体的活動をもって乗り越え、共に学びあい、発展する、開かれた組織となりたい。

こうした「海上の森」への想いを体現するために、県民の活動組織である「海上の森の会」を設立するものである。多くの県民の皆さんがこの試みに参加されて、自分の手で自然にふれ、自然を守り、自然を創る喜びを共有されることを期待したい。

海上の森・県民参加の組織づくり準備会合

委員 (敬称略 五十音順)

氏名	所属等	備考
伊藤良吉	愛知県文化財保護審議会委員	
井上 勝	瀬戸市環境経済部次長兼環境課長 (平成16年度)	(第3回、第4回)
大竹 勝	犬山市環境審議会副会長	
加藤倫教	日本野鳥の会愛知県支部副支部長	
座長 木村光伸	名古屋学院大学教授	
鈴木節男	瀬戸市環境経済部次長兼環境課長 (平成15年度)	(第1回、第2回)
鈴木敏明	海上町地権者の会	
千頭 聡	日本福祉大学助教授	
馬宮孝好	国営瀬戸海上の森里山公園構想をすすめる連絡会世話人	
水野一男	有限会社木文化研究所代表	
山田治義	山口地域まちづくり連絡協議会会長	

幹事

愛知県環境部環境政策課	企画グループ班長	
愛知県環境部自然環境課	自然公園グループ班長	
愛知県農林水産部林務課	県有林グループ班長	
愛知県農林水産部森林保全課	緑化・整備推進グループ班長	(第1回、第2回)
愛知県国際博覧推進局事業調整課	環境調整グループ班長	
愛知県農林水産部森林保全課	海上の森整備グループ班長	(第3回、第4回)

開催状況

第1回	平成15年12月19日開催
第2回	平成16年 2月23日開催
第3回	平成16年 6月 3日開催
第4回	平成16年 8月19日開催

事務局

愛知県国際博推進局事業調整課環境調整グループ (平成15年度、第1回・第2回)
 愛知県農林水産部森林保全課海上の森整備グループ (平成16年度、第3回・第4回)

「里山学びと交流の森」づくりの整備・活用計画図

博覧会後の継続的な取組

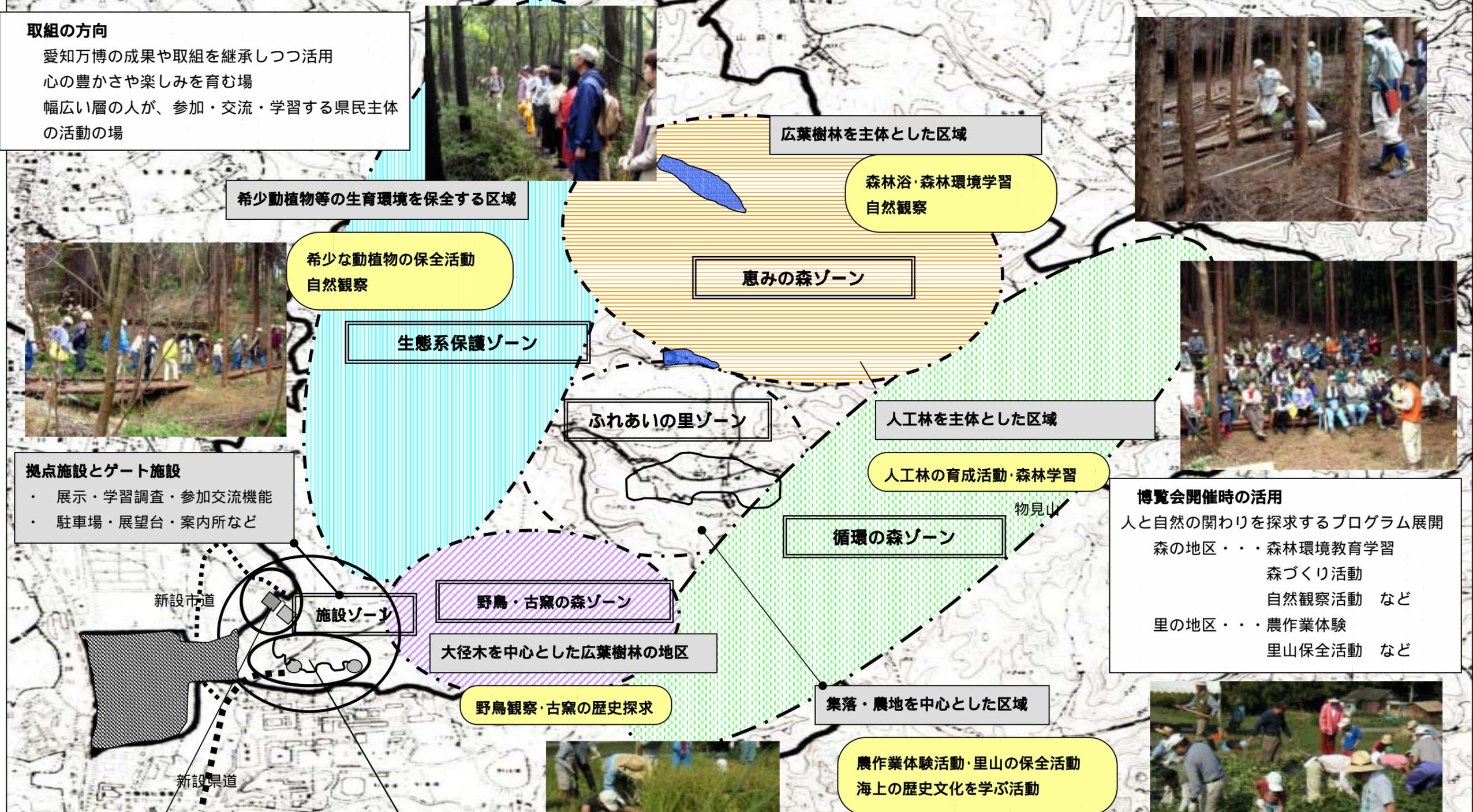
県民参加システムによる森づくり・里づくり
関係機関等のネットワークの推進
ライフスタイルや価値観を見直す取組

自然と共生する豊かさの実感
社会システムへの波及
長期的な観点からの取組と活動の継続

理念 里山学びと交流の森づくりは、県及び県民自らが、海上の森の特性を活かし、博覧会の成果と取組を継承しつつ、先人の知恵、古からの技術、地域の生活術から学び、幅広い多様な人々が、自らの活動や勤労を通して学習し参加交流する新しい県民活動の場を提供する。その試みは、海上地区の生活・文化・自然を歴史的に検証・維持すると同時に、海上の森ならではの里山文化を新たに創り上げ、自然と共生することの豊かさが実感できる人間性の回復と、循環型社会の形成の糸口を探るなど、この取組や成果を発信する活動拠点を旨とする。

取組の方向

愛知万博の成果や取組を継承しつつ活用心の豊かさや楽しみを育む場
幅広い層の人が、参加・交流・学習する県民主体の活動の場



希少動植物等の生育環境を保全する区域

広葉樹林を主体とした区域

森林浴・森林環境学習
自然観察

希少な動植物の保全活動
自然観察

恵みの森ゾーン

生態系保護ゾーン

ふれあいの里ゾーン

人工林を主体とした区域

人工林の育成活動・森林学習

拠点施設とゲート施設

- ・ 展示・学習調査・参加交流機能
- ・ 駐車場・展望台・案内所など

博覧会開催時の活用

人と自然の関わりを深めるプログラム展開
森の地区・・・森林環境教育学習
森づくり活動
自然観察活動 など
里の地区・・・農作業体験
里山保全活動 など

新設市道

施設ゾーン

野鳥・古窯の森ゾーン

大径木を中心とした広葉樹林の地区

野鳥観察・古窯の歴史探求

集落・農地を中心とした区域

農作業体験活動・里山の保全活動
海上の歴史文化を学ぶ活動

新設県道

里山学びと交流の森拠点施設

里山学びと交流の森ゲート施設